

宗教法人について

○宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体のうち、下記に該当する団体を「宗教団体」と言いません（宗教法人法第2条）。

(1) 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体

または、

(2) (1)の団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体

○宗教法人法上の手続きにしたがって、法人格を取得した「宗教団体」を、宗教法人と言います（宗教法人法第4条）。

各種申請・届出

【申請】

※申請に先立って、総務課総務班まで相談してください。

○宗教法人の規則変更の認証申請

- ・宗教法人が、その規則を変更しようとするときは、規則で定める変更手続を行った上で、所轄庁（知事）の認証を受けなければなりません。
- ・所在地変更（県外からの転入、県内移転）に伴う規則変更等については、当該法人の活動状況を確認する必要があります。

○規則謄本等の交付申請

- ・宗教法人規則等を紛失した場合に、再交付を受けるために必要な申請です。

○登録免許税非課税証明願

- ・土地、建物を取得した場合は登録免許税及び不動産取得税が課税されますが、宗教法人が専ら自己又は被包括宗教法人の宗教の用に供する境内建物又は境内地を取得する場合は、登録免許税及び不動産取得税が非課税となります。ただし、非課税となるためには知事の証明が必要であり、そのための申請書がこの「証明願」です。
- ・現地調査を行い、当該不動産が専ら宗教の用に使用されていることを確認した上で証明書を発行します（確認できない場合は証明できません）。

（申請の窓口）

和歌山市、海南市及び海草郡 → 県庁総務部総務管理局総務課

上記以外の地域 → 各振興局地域振興部総務県民課

○承継証明願

- ・不動産登記簿の所有名義人が宗教法人法施行前の寺院・神社となっている場合に、当該寺院・神社名義から、宗教法人法施行後の宗教法人名義に承継登記する場合の資料として、寺院・神社明細帳に記載された事項等について証明するものです。

【届出】

○代表役員変更届

- ・宗教法人の代表役員（代務者）に変更が生じ、登記が完了したときに、所轄庁にその旨を届け出るものです。

○事務所備え付け書類の提出

- ・各宗教法人は、毎会計年度終了後4月以内に、事務所備え付け書類の写しを所轄庁に提出する必要があります（宗教法人法第25条第4項）。